

令和8年4月10日

全校児童数 293 名

【合言葉】「伝え合って、語り合って、笑顔いっぱい」

文責 遠藤 芳徳

A decorative illustration of pink cherry blossoms with yellow centers and green leaves, located in the bottom right corner of the page.

さて、本年度4月より本校の校長となりました遠藤です。職員も昨年度から3名増えて43名でスタートします。御原のすてきな子どもたちと愛情いっぱいの先生方、この一年を充実したものにしていきたいと考えています。そのためには、保護者の皆様のお力添えが必要です。学校、学級、担任、子どもたちへのご支援、ご協力を何卒よろしくお願いいたします。

出会いと別れの季節です

新年度に伴い、職員の異動がありましたのでお知らせいたします。

お世話になった先生方	これからよろしくお願いします
個人情報保護のため公開を控えています。	

令和8年度 職員紹介

○本年度も職員一丸となって、お子様のよりよい成長を育んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

[illegible]

教育条件整備のお礼

昨年度「教職員配置の充実、奨学金制度の充実、社会教育制度の更なる改善・充実」を求めた「すべての子どもたちの教育条件整備」について、保護者の皆様、地域の皆様と学習会や署名活動といった取組を進めました。その結果、宝城中校区において、3,000筆を超える個人署名と50近くの団体署名が集まり、中校区3校に、児童生徒の学習・進路保障のための教職員定数（児童生徒支援加配3名、少人数指導加配3名、学校教育振興加配2名、市単独加配1名、県単独加配1名）が配置されました。心より御礼申し上げます。

「いじめ防止対策基本方針」について

すべての子どもたちが人間関係に不安を抱えることなく、毎日を明るく豊かに生活する権利をもっています。しかし、学校の中や地域、習い事等の中で、その人間関係に悩み苦しむ子がいることも事実です。本市においてもいじめ問題の解決に向けて取り組むために、基本方針が定められています。

まずは、私たち大人が子どもたちから相談を受けたときに適切に対応できるように、いじめ問題に対する関心を持ち、正しく理解し、**関係者で協力し合って解決へと導く**ことが大切です。

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【「いじめ防止対策推進法」平成25年法律第71号 第2条（定義）より】

※上記の通り、国が定めた法律で「いじめ」が定義されています。被害を受けた児童が、心身の苦痛を感じた場合は「いじめ」と認定されます。「冗談のつもりだった」「ふざけてやった」「遊びのつもりだった」では通用しません。子どもたちの日常的なやりとりの中にそうした「いじめの芽」が見え隠れしています。「いじめはどの児童にも、どの学級にも起こりうる」との認識をもって取り組む必要がある」とあります。学校では職員もアンテナを高く見守っていきます。ご家庭でも「被害者」「加害者」とならないように、見守っていただきますようお願いいたします。

<学校での取組>

- ①毎月「学校生活アンケート」または「不安や悩みに関するアンケート」を実施します。
- ②教育相談週間の実施をします。（6月・11月・2月）
- ③スクールカウンセラーによる教育相談体制を構築します。
- ④日常的に複数の教師の目で子どもたちの生活を見守ります。
- ⑤「人権のまちづくり」の取組や学校行事で子どもたちの心を育てます。

☆すべての子にとって、安心・安全な学校、地域になるように、教職員、地域、保護者の皆さんでつながっていきましょう。

